



44 保証金保全信託

Question 信託の倒産隔離機能と、財産の分別管理機能の利用例を教えてください。

Answer

倒産隔離機能の例が1)、財産の分別管理機能の利用例が2)、3)です。

Explanation

1) 信託の倒産隔離機能

信託で最も利用価値のあるメリットが倒産隔離機能です。

信託財産は受託者の名義となりますが、受託者は、信託財産を受託者自身の固有の財産と分別して管理しなければならず(信託法34)、受託者は、信託の目的に反した管理や処分を行うことはできません。

信託の登記ができる財産については、信託の登記を行うことによって分別管理します。仮に、土地を信託財産とする場合は、所有権移転の登記と同時に信託の登記が行われます。

信託財産と受託者の固有財産を分別管理する理由は、信託財産を受託者の倒産から隔離することにあります。

受託者が倒産しても、受託者の債権者は信託財産に対し差押えをすることはできません。受託者の倒産によって受益権の目的となっている財産が影響を受けることはないのです。

ただし、信託財産が金銭等である場合は、受託者固有の資産との分別が機能しない危険があります。その場合は、金銭等を信託銀行に預けておくことで財産の分別管理機能を利用することができます。

2) 保証金保全信託

財産の分別管理機能として信託を利用する方法に保証金保全信託があります。

例えば有料老人ホームでは、入所者から入居保

証金を受け取り、毎月の施設利用料を保証金から支出します。そして退去したときに保証金の残額がある場合には返還が行われます。しかし、介護業者が倒産した場合には、入所者は入居保証金の返還を受けられないことがあります。

そこで、保証金の保全措置の一つとして、信託を利用した入居保証金制度が設けられています(「有料老人ホームの一時金保全措置について」厚生労働省老健局通知)。介護事業者は、信託銀行の信託口座に入居保証金を預けておき、信託銀行は信託契約に定めた方法で分割して支出することで、仮に介護事業者が倒産しても、未償却の入居保証金が保全されます。

今後は、保証金、預託金、前払金のような顧客の勘定を保全する必要がある事業においては、信託を利用して、顧客の資産を分別管理する事例が増加していくと思われます。

3) 成年後見における信託

財産の分別管理機能を利用する事例として、成年後見制度で信託を利用する手法が平成24年2月から導入されています。

成年後見制度の信託は、成年後見人が、本人の持つ現金や預貯金を信託銀行に金銭信託し、契約で定めた金額が毎月振り込まれる仕組みです。多額の医療費の支払いが必要となったような場合には、後見人は、家庭裁判所から指示書を得て、信託銀行に支払請求をすることになります。

信託契約後の状況の変化により毎月の振込額の変更が必要になった場合や信託を解約せざるを得ない場合には、家庭裁判所の指示書が必要となります。

このように、被後見人の財産を信託によって分別管理することで、後見人による使い込みのトラブルを防ぐことができます。(税理士/白井一馬)